

平成30年3月26日

宜野湾市規則第13号

宜野湾市市民協働推進審議会設置規則をここに公布する。

宜野湾市長 佐喜眞淳

宜野湾市市民協働推進審議会設置規則

(趣旨)

第1条 この規則は、宜野湾市附属機関設置条例（昭和55年宜野湾市条例第9号）第3条の規定に基づき、宜野湾市市民協働推進審議会（以下「審議会」という。）の組織及び運営に関し、必要な事項を定めるものとする。

(所掌事務)

第2条 審議会の所掌事務は次のとおりとする。

- (1) 市長の諮問に応じ市民協働推進基本指針及び実施計画の策定に関する事項について調査審議すること。
- (2) 市民協働の推進施策に関する事項について調査審議すること。
- (3) その他市長が市民協働推進上必要と認める事項に関すること。

(組織)

第3条 審議会は、委員13人以内をもって組織し、次に掲げる者のうちから、市長が委嘱又は任命する。

- (1) 学識経験者
- (2) 市民団体等の関係者
- (3) 市民
- (4) 市の職員
- (5) その他市長が必要と認める者

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、2年とする。ただし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

- 2 委員の再任は妨げない。
- 3 市長は、委員に欠員が生じた時は随時補充することができる。

(会長及び副会長)

第5条 審議会に、会長及び副会長を置き、委員の互選によつてこれを定める。

- 2 会長は、会務を総理し、審議会を代表する。
- 3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるとき又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 審議会の会議は、必要に応じて会長が招集し、会長がその議長となる。

- 2 審議会は、委員の過半数の出席がなければ、会議を開くことができない。
- 3 審議会の議事は、出席委員の過半数で決定し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(専門部会)

第7条 審議会に特定の事項を調査及び審議させるため、必要に応じ専門部会(以下「部会」という。)を置くことができる。

- 2 部会に属すべき委員は、審議会の議を経て、会長が指名する。
- 3 部会に部会長及び副部会長を置き、部会の委員の互選によつてこれを定める。
- 4 部会長は、部会の会務を総理する。
- 5 副部会長は、部会長に事故があるとき、又は部会長が欠けたときは、その職務を代理する。
- 6 部会の会議については、前条の規定を準用する。この場合において「審議会」とあるのは「部会」、「会長」とあるのは「部会長」と読み替えるものとする。
- 7 部会長は、部会における審議の経過及び結果を審議会に報告しなければならない。
- 8 前各項に定めるもののほか、部会の運営に関して必要な事項は、部会長が会長の同意を得て定める。

(意見の聴取等)

第8条 会長は、必要があると認めるときは、委員以外の者を会議に出席させ、説明又は意見を聴き、その他資料の提出を求めることができる。

(庶務)

第9条 審議会の庶務は、市民協働推進担当課において行う。

(委任)

第10条 この規則に定めるもののほか、審議会の運営等に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この規則は、平成30年4月1日から施行する。